

# 「高齢受給者証」と「基準収入額の申請」について

## 高齢受給者証とは

75歳になると後期高齢者医療制度の対象となりますが、それまでの間、後期高齢者医療制度に加入しない70歳以上の方には協会けんぽから「健康保険高齢受給者証」が交付されます。

70歳以上の被保険者及び被扶養者の方は、医療機関等で受診されるとき、健康保険証とあわせて高齢受給者証を提示していただく必要があります。

※医療機関等における窓口での負担割合は高齢受給者証に表示されています。

## 高齢受給者証の交付について

被保険者または被扶養者が70歳になったとき、70歳以上の方が新たに被保険者となったとき（もしくは被扶養者として認定されたとき）に、事業主様を経由（※）して交付します。

交付時期は、70歳の誕生月の上旬（誕生日が月の初日の場合は誕生月の前月の上旬）となります。また、70歳以上の方が新たに被保険者または被扶養者となった場合は、その都度交付します。

※任意継続被保険者の方につきましては、直接、登録住所に送付します。

## 高齢受給者証の発効日（使用開始日）について

- ・70歳の誕生日の翌月の1日（誕生日が月の初日の場合は、誕生日）
- ・70歳以上の方が被保険者となったときは、被保険者となった日
- ・70歳以上の方が被扶養者として認定されたときは認定日

※上記の日より、医療機関等の窓口で高齢受給者証の提示が必要となります。

## 一部負担金の割合

高齢受給者証の一部負担金の割合は、下表のとおりです。

該当者が70歳以上の被保険者	標準報酬月額28万円未満	標準報酬月額が28万円以上
	1割または2割負担(※)	3割負担

該当者が70歳以上の被扶養者	「70歳未満の被保険者」の被扶養者	「70歳以上の被保険者」の被扶養者の方	
		被保険者の標準報酬月額が28万円未満	被保険者の標準報酬月額が28万円以上
	1割または2割負担(※)	1割または2割負担(※)	3割負担

1割負担（※）・・・昭和19年4月1日以前の誕生日の方

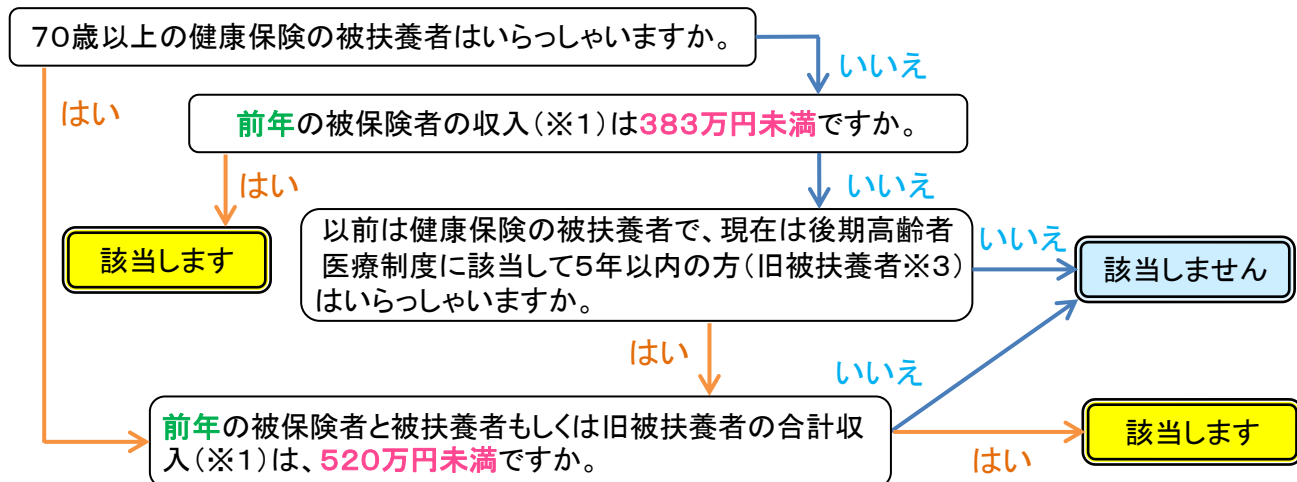
2割負担（※）・・・昭和19年4月2日以降の誕生日の方



## 基準収入額の申請

### 確認手順

健康保険高齢受給者証の負担割合が「3割」の被保険者の方にお尋ねします。  
(健康保険高齢受給者証の負担割合が「1割」または「2割」の方は基準収入額の申請は必要ありません。)



**該当します**

… **申請により、1割または2割負担となります。(該当する場合のみ申請)**

「健康保険高齢受給者基準収入額適用申請書」を記載のうえ、収入申告欄に記入した全員分の該当する年の収入金額が確認できる書類を添付(※2)し、ご申請ください。

申請が認められた場合、新しい負担割合を表示した高齢受給者証を交付します。

**該当しません**

… **申請は不要です。**お手持ちの高齢受給者証をそのままご使用ください。

※1 対象となる収入額は、9月から12月に医療機関等で受診されるときは、「前年の収入」、1月から8月に受診されるときは、「前々年の収入」となります。



※2 添付書類は、市区町村長の発行する(非)課税証明書(原本)、確定申告書の控えの写し等になります。

- 前年の収入額に基づいたその年の(非)課税証明書は、その年の6月以降に市区町村にて発行されます。
- 添付書類は「所得額」ではなく「収入額」の確認できる書類が必要となります。(非)課税証明書の場合は、「収入額」が明記されている証明書を添付してください。

- ※ 3 旧被扶養者とは、後期高齢者医療制度の被保険者となったことにより、被扶養者でなくなった方で、継続して後期高齢者医療制度の被保険者である方をいいます。（65歳～74歳の方であって、後期高齢者医療制度の障害認定を受けたことにより被扶養者でなくなった方を含みます。なお、被扶養者でなくなった日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り基準収入額に含むことができます。）

## 基準収入額の収入の範囲

該当する年のすべての収入額が対象となります。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入（障害・遺族にかかる年金など）は除きます。

【収入に含まれるもの】 給与収入、配当収入、不動産収入、事業収入等

【収入に含まれないもの】 退職金、障害・遺族年金（恩給）、健康保険法等による傷病手当金  
雇用保険法による失業給付等

## 基準収入額の判定

基準収入額適用申請による適用期間は、適用された月から8月末までとなります。

- ※ 新たに健康保険高齢受給者証(3割)が交付された方につきましては、交付日より14日以内の申請が必要です。14日を超えて申請された場合は、やむを得ないと認められる場合を除き、申請があった月の翌月から適用となりますのでご注意ください。

## 被保険者のマイナンバー欄の記入について

協会けんぽにご申請いただく各種申請書には「被保険者本人のマイナンバー記載欄」が設けられています。**「被保険者のマイナンバー記載欄」につきましては、保険証の記号番号をご記入頂ければ、マイナンバーを記入する必要はありません。**

なお、被保険者本人のマイナンバーをご記入いただいた場合は、成りすまし等を防止するため、以下の本人確認（番号確認、身元確認）書類の添付が必要となります。これらの確認書類の添付がない場合は、申請書をいったんお返しすることになりますので、ご注意ください。

### マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの場合

マイナンバーカード(プラスチック)の表面・裏面の両方のコピーを添付ください。

※表面(写真のある面)が身元確認書類、裏面が番号確認書類となります。

### マイナンバーカードをお持ちでない場合

(i)～(iii)のうち1点と(A)～(C)のうち1点、合計2点が必要です。

#### ①番号確認書類

- (i) マイナンバーの通知カード(紙)のコピー
- (ii) 住民票  
(マイナンバーの記載があるもの)
- (iii) 住民票記載事項証明書  
(マイナンバーの記載があるもの)

#### ②身元確認書類

- (A) 運転免許証のコピー
- (B) パスポートのコピー  
(顔写真のあるページ)
- (C) その他官公署が発行する写真つき身分証明書のコピー

## (お知らせ) マイナンバー制度による情報連携開始後の添付書類について

平成29年7月中旬(※)から、高額療養費など以下の申請において、非課税証明書等の添付書類が必要となる場合に、申請書等にマイナンバーをご記入いただくことにより、情報連携を行うことが可能となります。

ただし、**7月から3か月程度**は、マイナンバー制度全体で、情報連携の事務処理手続きへの移行を円滑に行うことを目的に、「試行運用期間」が設けられています。試行運用期間では、情報連携の結果と添付書類の内容に違いがないかなどを確認しますので、**引き続き従来と同様に添付書類(非課税証明書等)**をご提出くださいますようお願いいたします。なお、マイナンバーをご記入いただいた場合は、前のトピックの「マイナンバー制度における本人確認の取扱いについて」にてご案内いたしました「本人確認(番号確認、身元確認)書類」の書類の添付が必要となりますのでご注意ください。

なお、本年秋頃には本格運用が開始され、一部の添付書類が不要になる予定です。

(※) 情報連携の開始日や試行運用の取扱いに関する情報は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

### 「マイナンバーをご記入いただくことにより、情報連携を行う申請」

- 高額療養費の申請(低所得者のみ)
- 高額介護合算療養費の申請(低所得者のみ)
- 基準収入額適用申請
- 食事及び生活療養標準負担額の減額申請(低所得者のみ)

